

## 社員寮への入居留学生の募集について

財団法人留学生支援企業協力推進協会協力企業から、社員寮への本学留学生受入れの申し出を受けましたのでお知らせします。

### 趣 旨

海外からの留学生を民間企業の社員寮に受入れることにより、留学生に安定した宿舎を提供して経済的な支援を図るとともに、社員寮での留学生と社員との日常レベルでの交流を通して相互理解を促進すること。

### 寮の概要 別紙参照

### 応募資格

- (1) 「留学」の在留資格を有し、標準修業年限内で本学に在学していること。(研究生を除く)
- (2) 原則として私費留学生で、月額 10 万円以上の奨学金受給者でないこと。(他に推薦者がいない場合、国費・政府派遣の推薦可)
- (3) 食事等を含めて日本の生活習慣をある程度理解しており、日本語で意思の疎通ができること。
- (4) 集団生活に適応し協調性があること。特に、社員寮のルールを遵守でき、日常生活のマナーを心得ていること。
- (5) 国民健康保険に加入していること。
- (6) 深夜に及ぶアルバイトに従事していないこと。
- (7) 企業から入居を許可された際に、「留学生住宅総合補償」に加入すること。
- (8) 過去に社員寮に入居していないこと、及び平成 26 年 10 月以降に本学留学生宿舎の入居期間が残っていない者。

### 留意事項

- (1) 選考について
  - ① 上記応募資格 (8) のとおり、本学留学生宿舎で 10 月以降も入居許可期間が残っている者は応募対象外ですのでご了承願います。
  - ② 各部局からの提出書類を受理後、本部から推薦候補者あてに直接連絡し、本部にて 9 月中旬～下旬に面接のうえ、推薦者を決定します。その後、所属部局を通して推薦決定者に企業提出用の申請書等を配付し、提出書類を準備していただきます。なお、9 月末までに当課から推薦候補者あてに連絡がない場合は、原則として不採用となります。
  - ③ 企業にて書類審査の後、企業の担当者による面接が行われます。
  - ④ 書類を企業に提出後、辞退することのないように願います。入寮許可がおりるのは、通常、書類を企業に提出してから 1～3 カ月後となります。
- (2) 入居期間及び退寮について
  - ① 企業からの入居許可書に記載の入居期間が満了した場合は、原則として退寮となります。入居期間は、進学を理由に延長が許可される場合もありますが、その場合も最長で満 4 年に達した年度の末日までです。ただし、学部卒業および他大学転学の際は退寮となります。
  - ② 「入居案内」(推薦決定者に配付予定) に定められた内容に反した場合、又は著しく他の寮生の迷惑になるような事態が生じた場合は、「入居案内」の規定に基づき社員の扱いに準じて退寮となることがあります。
  - ③ 入居中の留学生が国費外国人留学生として国内採用となった場合は、原則として、その年の年度末をもって退寮となります。

### 提出書類及び応募締切

**社員寮入居申請書 平成 26 年 9 月 11 日 (木) 必着**

### 提出先・問合せ

教育学研究科 学生支援チーム (国際交流担当)

03-5841-3908 [gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakuseishien@p.u-tokyo.ac.jp)

<http://www.p.u-tokyo.ac.jp/~edudaiga/index.htm>